

令和4年度

下水道事業会計予算書

生駒市



## 目 次

令和4年度	生駒市下水道事業会計予算	1
令和4年度	生駒市下水道事業会計予算に関する説明書	
令和4年度	生駒市下水道事業会計予算実施計画	5
令和4年度	生駒市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書	9
令和4年度	給与費明細書	10
令和3年度	生駒市下水道事業予定損益計算書	15
令和3年度	生駒市下水道事業予定貸借対照表	16
令和4年度	生駒市下水道事業予定貸借対照表	18
令和4年度	債務負担行為に関する調書	20
注記		21



令和4年度

生駒市下水道事業会計予算



議案第8号

令和4年度 生駒市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度生駒市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |               |                                    |
|---------------|------------------------------------|
| (1) 水洗化人口     | 78,000人                            |
| (2) 年間有収水量    | 8,302,352 <sup>m<sup>3</sup></sup> |
| (3) 一日平均有収水量  | 22,746 <sup>m<sup>3</sup></sup>    |
| (4) 主要な建設改良事業 |                                    |

ア 新設改良事業

公共下水道管渠整備事業

下水道ストックマネジメント計画策定事業

竜田川浄化センター煙突アスベスト対策事業

イ 流域下水道事業

流域下水道建設負担金

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

(単位:千円)

第 1 款	事業収益	2, 862, 471
第1項	営業収益	1, 008, 243
第2項	営業外収益	1, 853, 928
第3項	特別利益	300

支 出

(単位:千円)

第 1 款	事業費	2, 356, 085
第1項	営業費用	2, 232, 265
第2項	営業外費用	121, 085
第3項	特別損失	735
第4項	予備費	2, 000

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額963, 927千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額12, 654千円、過年度分損益勘定留保資金35, 292千円、当年度分損益勘定留保資金457, 509千円及び当年度利益剰余金処分額458, 472千円で補てんするものとする。)

収 入

(単位:千円)

第 1 款	資本的収入	483, 158
第1項	企業債	298, 200
第2項	補助金	168, 674
第3項	負担金	16, 284

支 出

(単位:千円)

第 1 款	資本的支出	1, 447, 085
第1項	建設改良費	499, 768
第2項	企業債償還金	945, 317
第3項	予備費	2, 000



(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
生駒市水洗便所改造資金として、市民が取扱金融機関から受ける融資に対する損失補償	融資金の借入日から償還完了日まで	融資金の償還元利金及び遅延利息の合計金額

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公共下水道事業	252, 000	証 書 借 入 又 は 証 券 発 行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。
流域下水道事業	46, 200			
計	298, 200			

(一時借入金)

第 7 条 一時借入金の限度額は、430, 000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 8 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における各項間の流用
- (2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 9 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 136,165千円

(他会計からの補助金)

第 10 条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,105,547千円である。

(利益剰余金の処分)

第 11 条 当年度利益剰余金のうち458,472千円は、次のとおり処分するものと定める。

- (1) 減債積立金 458,472千円

令和4年3月4日提出

生駒市長 小紫 雅史